

参議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する告示の概要

公職選挙法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 75 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 86 条の 3 第 1 項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者（以下「特定枠名簿登載者」という。）に係る所要の規定の整備を行う。

1. 改正の概要

特定枠名簿登載者について、参議院名簿登載者としての選挙運動である選挙事務所の設置等は認めないものとされたことに伴い、所要の規定の整備を行う。

2. 今後の予定

平成 30 年 10 月 25 日（木） 改正法・本告示施行

3. 備考

本告示については、改正法の施行に伴い必要とされる形式的な改正を行うものであり、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に該当することから、意見公募手続は実施しなかったところ。